

京都市告示第 419 号

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 1 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科川田経41 号線	山科区川田欠ノ上33番地の8地先 同町33番地の7地先		
2	久世130号線	南区久世東土川町235番地地先 同町239番地の2地先		
3	久世歩1号線	南区久世東土川町232番地の3地先 同町235番地の2地先		
4	中書島駅北側 道線	伏見区葭島矢倉町57番地の3地先 同町59番地の2地先		
5	羽束師経156 号線	伏見区羽束師鴨川町197番地の3地先 同町196番地の3地先		

(建設局道路部道路明示課)